

ハンディキャップスポーツ・サポート・システム設置要綱

（目的）

第1条 特定非営利活動法人福岡市障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第5条第3号に定める事業を円滑に実施するため、その援助を継続的に行う組織として「ハンディキャップスポーツ・サポート・システム（以下「H. S. S. 会」という。）」を設置する。

（会員）

第2条 H. S. S. 会の会員は、事業の目的を理解し、積極的に事業に参加する意思を有する者で、次のいずれかに該当する者で構成する。

- （1）（公財）日本パラスポーツ協会のスポーツ指導員の資格を有する者。
- （2）協会が実施する福岡市初級パラスポーツ指導員養成講習会を修了した者。
- （3）その他、事業活動ができることを協会の会長が認めた者。

（会員の活動）

第3条 会員は、協会が実施する障がい者のスポーツ・レクリエーション事業に積極的に参加し、もてるすべての能力を発揮して、事業目的が達成できるようサポートする。

（秘密の保持）

第4条 会員は、活動によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（協会の責務）

第5条 協会は、会員の技術向上及び会員意識の高揚を図るため、研修会の開催等、必要な措置を講じる。

（補足）

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、協会の会長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、福岡市障がい者スポーツ協会支援組織育成事業要綱は廃止する。